

平成30年 9 月 6 日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成30年 美里町議会全員協議会

平成30年9月6日(木曜日)

出席議員(15名)

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
3番	村松秀雄君	4番	吉田二郎君
6番	手島牧世君	7番	佐野善弘君
8番	藤田洋一君	9番	山岸三男君
10番	柳田政喜君	11番	前原吉宏君
12番	櫻井功紀君	13番	福田淑子君
14番	千葉一男君	15番	我妻薫君
16番	大橋昭太郎君		

欠席議員(1名)

5番 平吹俊雄君

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐々木義則君
産業振興課長	佐藤淳一君
産業振興課長補佐兼産業活性化戦略室長	小林誠樹君
産業振興課産業活性化戦略室主査	木村敏君
総務課長	佐々木義則君
総務課長補佐兼入札契約係長	遠山薫君
徴収対策課長	菅井清君
徴収対策課長補佐	門間裕匡君
水道事業所長	櫻井純一郎君

防 災 管 財 課 長

寒河江 克 哉 君

教育次長兼教育総務課長

佐々木 信 幸 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

吉 田 泉 君

事務局次長兼議事調査係長

高 橋 美 樹 君

議事日程

平成30年9月6日（木曜日） 午前9時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 協議事項（事前説明及び意見を求める事項）

1）美里町交流の森・交流館の指定管理者候補者の選定状況について

2）債権の放棄について

第4 その他

第5 閉 会

午前9時30分 開会

○事務局長（吉田 泉君） おはようございます。全員協議会を始めさせていただきます。

議長、お願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） おはようございます。

本日は本会議休会ということでございますが、全員協議会、それから常任委員会と、連日大変ご苦労さまでございます。

北海道では大変な地震災害が起きているようでありまして、東日本大震災を思い出すような状況であったように思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの協議事項として2件となっております。スムーズに全員協議会が進められるよう、よろしくお願いいたします。

本日の全員協議会、平吹俊雄議員から身内の御不幸により欠席するとの申し出がありました。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） どうも、皆さんおはようございます。

まず冒頭に、けさ未明に北海道で大きな地震がございました。このごろ日本全土どこでもどのような災害があるか、本当に危惧するところでございます。我々もこれに臨みまして、危機感を持って行政を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日は議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は美里町交流の森・交流館の指定管理者候補者の選定状況について、2点目は債権の放棄についてでございます。

初めに、1点目の美里町交流の森・交流館の指定管理者候補者の選定状況について御説明申し上げます。

美里町交流の森・交流館の指定管理者につきましては、これまで第三セクターであります有限会社南郷ふれあい公社が担ってきたところでありますが、現在の指定期間が平成31年3月31日をもって終了となりますこと、また美里町議会6月会議における行政報告にて御説明いたしましたとおり、同公社につきましては平成30年度をもって営業を終了する運びであることから、新たな指定管理者候補者の選定につきましては、公募により候補者を選定したところであります。

選定に当たりましては、美里町指定管理者選定委員会に諮問し、平成30年7月31日付で答申を受けたところであります。町といたしましては、同委員会の選定結果を踏まえ、株式会社オリエントタルコンサルタンツ美里事務所を候補者として、株式会社N's Create.を次点候補者として決定したところであります。

本日は、美里町交流の森・交流館の指定管理者の公募概要及び選定経過について、議員の皆様にご説明申し上げます。

詳細につきましては、産業振興課長及び総務課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の債権の放棄について御説明申し上げます。

平成30年8月6日に開催した全員協議会におきまして、9月会議に提案することとしておりました水道料金、町営住宅使用料及び学校給食費に関する債権放棄の事前説明をさせていただきましたが、その後水道料金について、2人の未納者から未納料金の納付がありました。このことから、放棄する予定としていた各債権者について一人ずつもう一度確認をしなければならないと考えたことから、9月会議には提案いたしませんでした。このことについて議員皆様にご説明を申し上げ、御理解をいただきたいと考えております。

詳細につきましては、水道事業所長から御説明申し上げます。

議員の皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

- 議長（大橋昭太郎君） それでは、総務課長。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは、まず1点目の美里町交流の森・交流館の指定管理者候補者の選定状況についての説明員について紹介させていただきます。

産業振興課長の佐藤淳一でございます。

- 産業振興課長（佐藤淳一君） 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） 続きまして、産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長小林誠樹でございます。
- 産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） 小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく産業振興課産業活性化戦略室主査木村 敏でございます。
- 産業振興課産業活性化戦略室主査（木村 敏君） 木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） 次に、総務課課長補佐兼入札契約係長遠山 薫でございます。

○総務課課長補佐兼入札契約係長（遠山 薫君） おはようございます。遠山です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） そして、私佐々木でございます。

それでは、早速産業振興課長のほうから説明をさせていただきます。

大変失礼しました。１点目の美里町交流の森・交流館の指定管理者候補者の選定状況についてから入りますので、よろしくお願いいたします。

それでは産業振興課長、よろしくお願いいたします。

○産業振興課長（佐藤淳一君） おはようございます。改めましてよろしくお願いいたします。

先ほど町長のほうから、美里町交流の森・交流館の指定管理者候補者の選定状況についての概要についてのお話がありました。私のほうからは、経過以降について御説明したいと思います。

経過につきましては、皆様のお手元に配付しました、記載のとおりでございますが、主なところで御説明申し上げます。

平成30年６月18日、指定管理者候補者選定委員会のほうへ諮問をいたしまして、第１回委員会を開催していただいております。平成30年６月20日から公募を開始いたしまして、同じく６月28日、現地説明会及び施設見学会を行っております。７月17日から応募の受付開始を始めまして、７月23日応募受付の終了ということになっております。そして、７月30日に第２回指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきまして、応募いただいた方からのプレゼンテーション等、説明をしていただいております。そして、翌日７月31日に指定管理者候補者選定委員会様から答申をいただいております。先ほど町長が報告いたしましたとおり、候補者といましてオリエンタルコンサルタンツ美里事務所が候補者となりまして、次点候補者として株式会社N's Create.がなったということでございます。という諮問がございまして、８月６日に指定管理者候補者及び次点候補者ということで、町として決定しております。それから、指定管理者との管理運営に関する細目協議につきましては、９月３日月曜日ですけれども、終了いたしております。

３の今後の予定でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の２第６項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第４条第１項の規定に基づき、美里町議会９月会議に提案（追加）とする予定でございます。また、指定管理者の指定とあわせまして、指定管理料、債務負担行為になりますが、に係る一般会計補正予算についても追加で提案する予定となっております。

それから、配付いたしました資料につきましての説明のほう、資料1、資料2及び資料5については産業振興課の担当のほうから説明させますので、よろしくお願いいたしますと思います。

- 議長（大橋昭太郎君） 産業振興課課長補佐。
- 産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） 改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、資料1、資料2のほうを御説明させていただきます。

まず、今回南郷ふれあい公社が解散をするという運びになりまして、土田畑村が平成6年に開設されて以降、一貫して管理運営を担っていただいたところでございます。土田畑村の指定管理については、事実上公募というのが初めての取り組みになったところから、産業振興課といたしましては、その前段で大きく3つのことを意識しながら今回の公募をさせていただきました。

そのまず1点目でございますけれども、まずは指定管理者を基本からちょっと考え直しまして、御案内のとおり、指定管理については従来の業務委託とは異なりまして、いわゆる利用許可、使用許可等の行政処分を指定管理者に委ねる、権限責任についてお願いをする、端的にお話をすれば、町長の権限を指定管理者にお願いするという点が最大の相違点でございます、そういった意味から、今回の公募の資料の作成においては、この公募要項、そして従来ですと業務の仕様という形をしていたんですけれども、今回は業務の基準ということで、2つの資料を準備させていただきました。これは、管理運営をしていただく上で、権限を行使していただく上で、その判断基準となるべき基準を明確にするというふうな意図のもとにこういった資料編成とさせていただいたというのがまず1点でございます。

2点目については、そもそも指定管理者制度に、指定管理者に対して町が何を期待するのかというところを改めて産業振興課内で検討させていただきました。条例設置の設置目的を達成するということはもちろんなのでございますけれども、その上で、現行の設備推進に当たってこういったことを指定管理者に期待していくのか、あるいは貢献していただきたいのか、そういったことも考えました。

3つ目については、明確な目標を設定するというところでございました。これは、指定管理者の方に目標を強く宣言していただいて、もう一点がそこに対してモニタリングを入れるということでございます。今回の公募に関しては5年間という期間を設定させていただいておりますので、この5年間のうちにも常に目標を意識して業務の改善を繰り返すというふうな仕組みを、

公募の段階から考慮しています。

こういった3つを意識しながら、今回の公募の資料作成等に当たらせていただいたところでございます。

それでは、資料1、資料2のほうをお手元にご準備していただければと思います。

まず、資料1、公募要項でございます。

ページをめくっていただきますと、4ページ目になります。

公募要項の基準のほうも結構なページ数があるものですから、今回はかいつまんで御説明をさせていただきますと思います。

先ほどお話ししましたとおり、このはじめにというところで、今回の指定管理に当たって、町がその施策上何に配慮して推進するかということを端的に述べさせていただいてございます。交流の森・交流館については、町民の余暇活動、交流活動、そして観光という3つを条例の設置目的に掲げてございます。その上で、町が施策上何を期待していくのかということで、若干観光の状況について触れさせていただいております。

本町の観光客の入れ込み客数につきましては年間約40万人がございまして、そのうち花野果市場が7割、山神社が2割を占めている状況にございます。この2つの施設については、いずれもいわゆる通過型の施設、イベントでしたり買い物でしたりそういったことで、なかなか町内に滞在することが難しい施設となっております。

一方で、この観光産業あるいは物産観光というところに視点を移しますと、地元の皆さんとの触れ合いを楽しむような体験型の観光ですとか、あるいは東日本大震災以降に教育旅行という形での体験型の旅行、さらには本町を含めて大崎地域が世界農業遺産に認定される、そういった周辺環境の変化がございます。また、一方で、この施設を取り巻く環境を見ますと、周辺にスポーツ関連施設が立地していると、あるいは直売施設がある、そういったところとの連携を期待することによって滞在型の観光拠点として活用していく、これが期待できるのではないかとということで、前段、初めにということで定義の説明をさせていただいたところでございます。

こうした町の施策上の位置づけをしっかりと組みながら、指定管理者の公募趣旨でございましてサービスの向上、さらにはコストの削減を図ってまいるといった方針をもとに要項を作成させていただいたところでございます。

5ページ目になります。

公募の概要を記載してございます。

(3) は指定期間、昨日の一般質問等々でもお話をさせていただいたところなんですが、今回 5 年間という形で設定をさせていただいております。これは、昨日の説明にありましたとおり、やはり中長期の経営という視点がございます。また、一方では総務省の導入状況調査になりますけれども、県の施設では78%が今 5 年間を採用しております。市町村によっては65%が 5 年間を設定しているという状況になってございまして、全国の平均でも既に 6 割を超える施設が 5 年での策定をさせていただいていると。そういったことから学びまして、今回 5 年間というような期間設定をさせていただいたところでございます。

下段のほうに、3、施設の運営方針、6 ページ目に参りますと、4、指定管理者が行う業務というのがございます。この 4 番の(1)、(2)、(3)、それぞれの施設運営の業務、維持管理の業務、その他の業務というふうに整理をしているんですけれども、実はこの項目を、資料 2 のほうをちょっとごらんになっていただきたいと思います。

資料 2 の目次をごらんになっていただきたいと思いますと思うんですけれども、この指定管理者が行う業務、4 番の(1)、(2)、(3)がそれぞれ業務の基準の、目次でいいますところの第 2、第 3、第 4、こちらにリンクをさせていただいて、それぞれ業務の詳細の基準を、こちらのほうで設定させていただいたという整理をさせていただきます。

続けたいと思います。

5 番、指定管理料及び職員配置でございます。

職員配置については、常時 1 人以上の責任者を置いてくださいというような内容としてございます。

7 ページ目に移りまして、(2) 指定管理料というところでございます。指定管理料については、今回指定管理料のルールを含めて提案をいただきたいということで要項のほうを作成してございます。指定管理料が必要、必要でない、あるいは必要であれば何年次にどれぐらい必要なのか、そこまでの御提案をしていただきたいというような公募をさせていただきます。

ページ飛んでいただきまして、9 ページ目でございます。

6 番、リスク分担ということで、あらかじめ14項目のリスクの想定をさせていただきました。これは、帰属事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、公募の段階から町が責任を負うもの、指定管理者が責任を負うもの、あるいは分担協議をするものということで区分をして、この上で公募を行ったところでございます。

10 ページ目に移りまして、7 番、公募に関する事項でございます。

少しページを飛んでいただきまして、12 ページ目に移ります。

8 番、応募に関する事項ということで、それぞれ応募の資格、欠格事項等々、今回の応募に関する事項を定めております。

13ページに移りまして、今回御提案いただいております関係になりますが、（５）応募の書類でございます。

ア、指定申請書及び事業者に関する書類ということで、アルファベットの a から、次のページの k までの関係資料の提出をいただいております。さらに、今回の提案で一番大切な部分になってくるんですが、イ、提案書ということで、事業の計画書、収支予算書、管理運営の提案ということで、下の囲みにございますとおり、提案書の作成項目を、1 番、基本方針、2 番、事業計画、3 番、管理運営ということで、次のページにわたりますが、8 の指定管理料まで、事業に沿った御提案をいただきたいということで公募をしたところでございます。

16ページに参りまして、9 番、審査・選定に関する事項ということで、今回の公募に対しての審査・選定の方法を記載してございます。

（３）選定評価の基準ということで、今回200点満点と設定をいたしまして、最低基準を100点ということで審査したところでございます。

その下、10番目、協定及び準備に関する事項、（１）協定の締結ということで、審査委員会による審査・選定後、町と指定管理者が細目について協議を行い、その後議会の議決を経て指定管理者として指定された後に基本協定を締結するとしてございます。

17ページに移りまして、今回の留意事項について、情報公開あるいは個人情報の取り扱い等々を記載、整理をさせていただいております。

ページ飛んでいただきまして、19ページになります。

19ページについてはその他の事項ということで、指定管理者候補の変更事項ですとかそういったもの、あるいは指定の取り消しの関係、そういったことも整理をさせていただいております。

21ページに、公募に提出した資料を掲載してございます。

（１）については、業務の基準でございまして、本日の資料の資料2に当たります。（２）の選定評価の基準は、後ほど説明をいたします資料3のほうでございます。本日は、この（３）から（８）の資料については省略をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、公募に当たってよりよい提案が得られるよう、過去5年間の利用状況あるいは収支の状況等も広く公表し、公募を行ったところでございます。

続きまして、資料２の業務の基準になります。

業務の基準につきましては、時間も限られておりますので省略をさせていただきたいと思いますが、先ほどお話をしたように、第２、第３、第４の部分でそれぞれ募集要項に相当する取り扱いの詳細を設定させていただきまして、使用許可の進め方ですとか、あるいは緊急時の対応ですとか、そういったことを明確にさせていただきます。

最後には、一番後ろのページ、９ページ目になります。先ほどお話ししたとおり、４－３自己評価の実施ということで、利用者等によるモニタリングの実施を今回必ずしてくださいという形で整理づけをさせていただいてございます。

こうしたことで、全般御説明したとおり、公募要項をお示し、業務の基準を明確にして、まずは一定のサービスをこの段階で確保するといったことを念頭に公募をいたしました。

この資料１、資料２に対しまして、事業者様からの御提案を頂戴することによって、サービス水準をより効率的に高めていく。さらに細目協議を行い、それを基本協定として担保していくことによりまして、５年間で安定し継続的に運営ができるように配慮して公募をしたところでございます。

私からの資料１、資料２の説明については以上でございます。

- 議長（大橋昭太郎君） 総務課長。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは、引き続きまして総務課のほうから資料３、資料４の説明をさせていただきたいと思います。

今説明した資料１、２を受けまして、指定管理候補者選定委員会のほうに業者選定をお願いしたところでございます。こちらについては６月１８日、町長からの諮問を受けまして、公募要項それから業務基準、さらには選定評価基準の内容について審議をいただき、その後、公募が完了した後に第２回目の選定委員会を開催いたしまして、その応募書類の審査と、それから応募者によるプレゼンテーション、そして個別ヒアリング等を実施し、審査をいただいたところでございます。その審査をいただいた部分については資料４ということで、答申書という形になってございます。

細かい内容については遠山補佐のほうから御説明申し上げます。

- 議長（大橋昭太郎君） 総務課課長補佐。
- 総務課課長補佐兼入札契約係長（遠山 薫君） 改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。

私のほうから、資料３の美里町交流の森・交流館指定管理者選定評価基準を御説明させてい

たきます。

開いていただきまして、1 ページ目でございます。

こちら、選定評価基準でございますが、まず初めに内容評価と、下段のほうなんですけど価格評価といたしまして、2 つに分けて評価をしております。

内容評価の部分でございますが、こちらの配点の部分が150点となっております。

1 番の基本方針でございます。(1) 施設管理運営の基本的な考え方。(2) 施設管理運営の5 年間の目標と推進方策について評価をしております。

2 番目の事業計画でございます。(1) 計画的な事業展開について。(2) 利用者サービスの向上について。(3) 地域や他機関・事業所等との連携についてでございます。

3、管理運営についてでございます。(1) 運営体制に関する基本的な考え方について。(2) 施設の維持管理について。(3) モニタリングの実施についてでございます。

4、収支計画について。(1) 収支計画についてでございます。

5 番、自主提案の部分についてでございます。

6、指定管理の実績でございます。

7、立上げ体制。こちらは業務体制でございます。

8 番、プレゼンテーション能力ということで評価をしております。

先ほど申しあげたとおり、2 番目の価格評価の部分でございますが、9 番といたしまして指定管理料についてということで、こちらは配点のほうを50点ということにしております。

私のほうから、資料3 の説明は以上でございます。

続きまして、資料4、指定管理候補者の選定について(答申) ということで、美里町指定管理者候補者選定委員会のほうから答申が出ております。そちらのほうを御説明させていただきます。

第1、審査概要でございます。

審査日時及び開催場所、平成30年7月30日、場所については美里町役場本庁舎3階大会議室でございます。

2 番の指定管理者候補者選定委員会の委員でございます。会長が佐々木秀之様、副会長が松坂 亨様、委員が荒木雄一委員、鈴木絢子委員、橋本秀樹委員と5 名で構成しており、実施しております。

3 番の公募の概要及び申請状況については、先ほど説明がございましたので割愛させていただきます。

(3) 応募者でございます。団体名が株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事業所。もう一つが株式会社N's Create.でございます。

2 ページ目をごらんください。

4 番、審査経過でございます。

平成30年度第 1 回委員会としまして平成30年 6 月18日に町長より諮問を受け、公募要項、業務の基準について町のほうから説明を受け、選定評価基準の確認を行いました。審査でございます。平成30年第 2 回の委員会、平成30年 7 月30日、応募者から提出された応募書類審査及び候補者によるプレゼンテーションを行い、個別にヒアリングを実施し、審査を行っております。

第 2 でございます。審査の方法及び結果でございます。

1、審査の方法。

(1) 応募書類及び応募者によるプレゼンテーションの審査を行い、各委員が選定評価基準 200点満点に基づき採点を行っております。

各委員の採点を合計し、平均値を算出するということでございます。

(3) 各委員の平均値が最低基準100点を上回り、かつ最上位の応募者を指定管理者候補者として選定する。また、最低基準100点を上回り、次点の候補者を次点候補者とするということでございます。

審査事項の部分については、先ほど選定評価基準のほうで御説明申し上げましたので割愛させていただきます。

3 ページ目に移ります。

2 番の審査結果でございます。

候補者は株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事業所、得点が166.2点でございます。株式会社N's Create.が132.0点でございます。得点順位といたしまして、1 位が株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事業所、2 位が株式会社N's Create.でございます。

4 ページ目に移ります。

3、指定管理者候補者の選定。

先ほどから申し上げているとおり、応募書類及び応募者によるプレゼンテーションの結果、200点を満点とし、最低基準100点を上回りかつ最上位となった株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事業所を指定管理者候補者として選定した。また、最低基準100点を上回り次点となった株式会社N's Create.を次点候補者として選定いたしました。

最後でございます。

第3、総評でございます。

美里町交流の森・交流館指定管理者候補者の公募に対し2団体から応募があり、審査においては、本施設の基本方針や事業計画、管理運営、収支計画等の評価項目から審査を行い、指定管理者候補者及び次点候補者を選定した。

指定管理者候補者である株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事務所は、公共施設等の社会基盤にかかわる事業企画、調査、設計、また公共施設の指定管理及びアドバイザー等を行う企業である。

同社の提案に対する評価は、本施設の現状と課題及び美里町の施策推進を踏まえた管理運営の基本的方針を示し、その内容は、経営、利用者サービス、維持管理、地域振興を柱としたものであり、指定管理期間中の目標実現のための推進方策も具体的な提案がなされている。

事業計画については、地域の特色、利用者ニーズを把握した魅力的な宿泊プランが計画されており、自主事業の展開手法についても明確に示されている。また、地域、他機関、事業所等との連携についても具体的な実施策の内容が提案されている。

管理運営については、安心・安全を第一に、地元やグループ会社と連携し、効率的かつ安定的な管理運営体制を構築する内容が提案されている。主な内容としては、次世代の運営を担う人材を中心に地元雇用及び教育を行い、安定的な運営体制を目指す方針が示されている。

指定管理の実績等については、温泉施設やキャンプ場、スポーツ施設等の指定管理実績があり、十分な実績となっております。

5ページ目でございます。

以上のことから、株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事務所を、美里町交流の森・交流館の指定管理者候補者として選定した。

次点候補者である株式会社N's Create.については、町内の特産物を利用した観光施策の促進や商品化企画、またSNSやウェブを利用したオンライン事業の独自提案等が評価されました。

最後に、民間のノウハウ及びコスト感覚の導入という指定管理者制度の目的が達成されるよう、町と指定管理者が共に知恵を出し合い、美里町交流の森・交流館を着地型観光の拠点となることを期待し、よりよいまちづくりにつなげていただくよう申し添える。

以上でございます。

これで、私の説明を終わります。

○議長（大橋昭太郎君） 木村主査。

○産業振興課産業活性化戦略室主査（木村 敏君） 産業振興課木村でございます。どうぞよろしくをお願いします。

私のほうからは資料５の説明をいたしますので、資料５を御用意いただきたいと思います。

私のほうからは、指定管理者の候補者の提案内容の内容について説明をさせていただきます。

資料５につきましては、候補者からの提案内容について抜粋して作成しているものでございます。

ページをお開きいただきまして、１番の基本方針でございます。

こちらにつきましては、５年間の管理運営の基本的な考え方でございまして、管理運営の骨太な方針としまして、経営、利用者サービス、維持管理、地域振興の４つに整理してございます。この管理運営の骨太な方針を整理するに当たりまして、本施設の役割、管理運営上の課題、社会情勢からの改善点、町の推進施策、独自のニーズ調査によりまして、こちらの骨太な方針を整理しているところでございます。この骨太な方針の整理をした内容について、また基本的な方針として整理してございます。

経営面におきましては、独立採算を目標にしまして、利用者の増加や支出管理の方策を実施していく内容となっておりまして、モニタリングを重要と捉えまして、管理運営の改善に向け、ＰＤＣＡサイクルを回しながら改善をしていくという方針になってございます。

利用者サービスの方針でございしますが、的確にニーズを捉えまして、付加価値のある観光宿泊プランやイベント企画を実施していくという方針になってございます。

３点目、維持管理でございしますが、こちらは法定点検のみならず、お客様目線、利用者目線での維持管理を実施していく方針となっておりまして、地域振興におきましては、地域連携から生まれる持続可能な地域振興策を実施することとしまして、着地型観光や交流観光、物産販売、イベントの企画を実施するという方針になってございます。

２番目、主な課題でございしますが、こちらにつきましては基本方針を策定するに当たりまして候補者が分析した内容になってございます。

一例を紹介させていただきますと、月別の宿泊者数の推移、月別の宿泊売上額の推移を平成２５年度、２９年度で比較した分析内容になってございます。こちらから夏季の宿泊者数が著しく減少している点や、冬場の宿泊者数、売上額が低いといった分析をしているところでございます。あわせて、年度別の宿泊者数、稼働率の推移も分析してございまして、平成２９年度におきましては稼働率が９％となっております。全国の旅館業の平均稼働率が６０％であること、また同類の施設の年間平均稼働率が約３０％程度であることから、当施設の稼働率が低いとい

う結果になってございます。また、月別の宿泊者数の推移で、8月の宿泊者数が多いという結果が出てございますが、これであっても稼働率は28%程度となっておりまして、同類の施設の8月の利用に関しましては、稼働率が90%を超えるような施設もあるということになっております。

こういった課題から基本方針が策定されておりまして、期間中の目標であります、下段に移りますが、5年間の目標を設定してございます。

5年間の目標としましては、累計額で黒字化を目指すという目標を掲げてございまして、目標指標であります宿泊者数でございますが、平成29年度の年間の宿泊者数は2,077人でありまして、こちらの宿泊者数を5年後に5,300人という大きな目標になってございます。売上額につきましては、平成29年度の実績で1,832万1,000円となっております。こちらを5年後に4,520万円にするという目標になってございまして、利用者満足度でございますが、モニタリングを重要と捉えていることから、初年度から顧客満足度調査を実施しまして、1年目の顧客満足度、利用者満足度、2年目以降5%ずつ満足度を上げていくといった目標になっております。

これまで、基本方針から主な課題、5年間の目標を説明させていただきましたが、これをどのように達成するかというところとなっております。

そこで、4番目の目標の推進方策でございますけれども、目標を達成、実現するため、推進方策を施設の修繕・改修、設備の更新、広報活動・利用促進、サービス提供、受け入れ態勢の4点で整理してございまして、5年間のロードマップを作成しております。県からの具体的な展開手法によりましてロードマップを設置していくこととなりますので、次ページをお開きいただきたいと思います。

5番目の展開手法でございます。こちらにつきましても目標値が高く設定されておりますので、細分化された展開手法で展開していくことになってございます。

こちらにも一例を紹介させていただきますと、宿泊プランの企画で宿泊者を増加するということになってございまして、春であれば農業体験でありましたり農家料理教室、夏であればスポーツ団の合宿等のプランを計画してございます。そこで、年間170人、165人、210人といった各プランの積み上げによりまして手法を展開していくという内容になってございます。

続きまして、昼食や夕食メニューの開発を考えてございまして、基本方針のほうから、地域連携等を重要と考えておりますことから、現在の朝食は、いわゆるどこにでも、どこでも食べられるような朝食になってございますが、これを下段の提案メニュー案とすることによりまして美里らしさを出し、リピーターの増加を図ったり、就業時間が短縮されるといった効果もあ

って、働き方改革を実施していきたいという提案となっております。

続きまして、下に猫と海のツアーの提案例というものがございます。こちらにつきましては、広域観光の観光ルートの提案を、タイムスケジュールを提案しまして、こちらの提案例によりますと、石巻の田代島に行っていた後に、宿泊地として交流の森・交流館に宿泊していただきまして、次の日うみの杜水族館に行ってもらおうといった、広域観光の宿泊地とするような提案となっております。

続きまして、6番目でございます。

こちらは、北浦橋の農家との連携によることですか、農家レストランとの連携プランの紹介でございます。想定される時期や滞在時のタイムラインなどによりまして、具体的な提案がなされてございます。また、宿泊プランにおきましても、サイクリングの宿泊プランや雪見温泉プラス宴会、いなほの里ご家族応援といった各種旅行プランも設定しているところでございまして、目標達成に向けた提案になっていると考えてございます。

続きまして、7番の管理運営をごらんください。

こちらにつきましては、運営体制の構築のためのポイントといたしまして、現在の従業員を雇用することによりまして、現行体制を維持していくというような管理運営体制をとることになってございまして、実績豊富なグループ会社と連携しまして運営することにより、さらなるサービス向上に努めたいという提案でございます。

続きまして、モニタリングでございます。先ほど来、モニタリングが重要だということを今回の指定管理候補者の方々に提案してございますが、モニタリングは、今まではありませんでしたが、しっかりと実施することによりまして、顧客満足度調査から課題を把握、改善点を検討することによりまして、利用者目線でのマーケットインを確実に行之まして、目標達成状況をモニタリングすることによりまして、目標の達成管理を実施するということでございます。

続きまして、8番の危機管理の対応でございますが、こちらにつきましてはゲリラ豪雨や洪水、台風、火事、地震などの災害の対応、またクレーム・事故でございますが、お客様のけがや病気、盗難、万引きなど、細部まで役割等のフローにつきまして、提案内容時点できっちりとそろえておりまして、個人情報管理につきましては既に内部規定で定めていることから、問題なく運営管理をやってもらえると考えているところでございます。

3ページ目をお開きください。

9番が収支計画・指定管理料となっております。

収支計画につきましては、累計での黒字化を目標としていることから次の表のとおりになっ

てございまして、指定管理料につきましては5年間の総額で1,815万円の提案になってございます。

収支計画ですが、予定より早く黒字化が達成された場合ですけれども、指定管理料の使い道を、町全体の地域活性化の企画及び実施費用や施設の魅力を高める費用に充当したいという今回の候補者の考えでございまして。

続きまして、立ち上げ体制でございまして、こちらは準備内容とスケジュールになってございます。次の表のとおり、スケジュールのとおり実施していくという提案になってございます。

下段でございまして。指定案でございまして、効果的かつ効率的な運営の提案を御提案いただいております、名称変更の提案も受けてございます。

最後に、指定管理者の概要でございまして、オリエンタルコンサルタンツでございまして。資本金につきましては5億950万円で、直近の収支利益でございまして、4億9,505万3,000円となっております。

続きまして、実績でございまして。今回の指定管理候補者の指定管理を実施している実績でございまして、今回の提案書には5つ載せてありまして、まず浅生スポーツセンターでございまして、こちらは北九州市にあります体育館、温水プール、武道場などの複合型のスポーツ施設の指定管理をしてございます。あとは、群馬県立敷島公園、こちらはサッカー場、野球場などがある公園の指定管理の実績がございまして、あとは北九州市の灘緑地、前橋市の児童遊園、この児童遊園は小さな遊園地のような形になっておりまして、このような実績もあるということでございます。あとは、神奈川県開成町のあしがり郷、瀬戸屋敷でございまして、こちらは約300年の古民家の指定管理をしているということでございまして、開成町におかれましてはオリエンタルコンサルタンツのほうで酒蔵の再生をしております、ことしは日本酒を、酒蔵の再生から日本酒をつくったということでございます。

事業実績でございまして、温泉施設やキャンプ場についても運営してございまして、アグリズムカフェやおむすびマムは指定管理の実績でございまして公園内の飲食施設でございまして、地元産品を使いまして独自産業化などの事業を実施しているということでございます。南アルプスゲートウェイでございまして、こちらは着地型観光ということで実施をしているという内容になってございます。

最後に、当町での実績につきましては、参考に掲載をさせていただきました。

私のほうからは資料の説明を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございます。

いました。

- 議長（大橋昭太郎君）　ただいま美里町交流の森・交流館の指定管理者候補者の選定状況について説明をいただきました。

皆さんのほうから何かございますか。よろしいですか。手島議員。

- 6番（手島牧世君）　何点かありますが、一つ一つお話ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、初めに、募集の候補者選定委員の募集のところからお伺いいたします。全体スケジュール、経過のところから、6月18日から9月3日までの経過が載っています。その中で、広報みさと7月号の掲載として、まずそちらのほう載っているのですが、こちらの形で掲載されているかと思うのですが、まずはこちらのほうの掲載、1つ目が、まずは広報とホームページと、あとどういった形でこういった募集をかけているかを願います。

- 議長（大橋昭太郎君）　産業振興課課長補佐。
- 産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君）　まずは広報、周知の方法ということなんですけれども、7月号の町の広報、そしてホームページはこれ基本的には載せております。さらに、実際の事業者が限定されてくるところがありましたもので、個別に、例えば旅館業組合とか。

- 6番（手島牧世君）　済みません、候補者選定委員会委員の募集のほうです。

- 議長（大橋昭太郎君）　総務課長。

- 総務課長（佐々木義則君）　今回、広報のほうで指定管理者候補者選定委員会の委員の公募を行っておりますが、こちらの委員につきましては、今回審査いただいた委員の皆様については任期が2年ということで、その任期が7月31日までの任期ということでございました。

今回広報に載せましたのが、8月1日からの2年間任期の委員を公募したということでございまして、今回はこの選定に当たって委員を公募したということではなく、今後の選定委員会の委員を公募したということでございます。

- 議長（大橋昭太郎君）　手島議員。

- 6番（手島牧世君）　その選定に関する委員ではないということで、何の分野の選定をするかというのが明確でなかったのもお聞きしたいと思ったんですが、こういった分野にかかわらず指定管理者、例えばスポーツ施設に関しても、そういった感じで選定委員の公募というのをやっているということなんですか。

- 議長（大橋昭太郎君）　総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 指定管理者候補者委員会につきましては、指定管理をいわゆる決めるために、町長の諮問に応じて候補者の調査、審議をするということになっておりまして、各施設、項目というよりは、任期が2年間ということになっておりますので、その2年間の中で指定候補者のいわゆる選定するもの、事案があれば、諮問があればそれに基づいて審議をするという機関、いわゆる委員会ということになっているものです。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 分野別に専門性、または興味関心があるところがあると思うんですけれども、そういった意味で、まずは選定委員会の持ち方として、どんな分野でもというのではなく、専門性とかは必要にならないのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） お答えいたします。

専門分野ということでございますが、先ほどご説明いたしました資料4の答申書、1ページの備考欄に各委員さん方の今の御職業を記載しております。学識経験者が4名、公募が1名ということで、まず専門的な分野で、会計のほうをきちんと見ていただくということで、公認会計士に1名入っていただいております。あとは、法的な部分ということで、弁護士。あと、こちらの会長をやっております、こちらは大学教員なんです、宮城大学の先生が委員と、あと地元の金融機関から1名ということで、委員のメンバー構成になっております。もう一人は、町で公募いたしました1人が、この部分の資料では会社員となっておりますが、そういった専門性をもってこの委員さん方を担っていただけるということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 済みません、分野別ということで、同じ大学の先生でも専門分野というのをお持ちかと思えます。そういった意味で、例えば今回は観光とかホテル業とかそういったものと、例えば今度スポーツ施設等があった場合に、同じように評価というのは難しいかと思うので、やはり自分の専門性が高いところに関して平等な評価はできるかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 今回学識経験者ということで、選んでいる先生等については、いわゆるまちづくり全般の部分をかなりいろいろ詳しく、地域にもかかわってやってもらえる方でもございますし、さらには公募ということで町民の方にも入っていただいて、そして金融機関もいろいろな情報を大変持っているというような観点、さらには弁護士の先生とは雇用の関

係等も含めていろいろな法律分野のほうも詳しいということで、確かに施設によっての特色はあると思うのですが、提案をきちんといただいたものを審査するという観点の部分については、十分今の学識経験者の先生、さらには町民の方を入れた中で十分審議ができているというふうな認識であります。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） わかりました。最後の確認なんですけれども、委員会のほうはこの広報に書いてある委員で、募集された委員の方が今回美里町交流の森・交流館の指定管理者の選定にかかわったというのではないということですね。期間が違うということによろしいでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 今の話のとおり、今回ここで公募した委員は任期が8月からということになってございますので、今回の選定にはかかわっていないということになります。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございます。

次に、資料3のほう、選定評価基準に関してなんですけれども、この中のまず1つ目が、内容評価。6の指定管理の実績についてなんですけれども、こちらのほうは初めから指定管理、実績があるところと募集の中にあっただのか、もしくはこの内容に関しては、あれば示してくださいという形があるのでなくても参加可能で、またその評価の考え方として、なければこの配点はゼロになるのか、そういったところを教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐兼入札契約係長（遠山 薫君） お答えいたします。

選定評価基準の内容評価の6番の指定管理の実績でございますが、こちらは手島議員おっしゃるとおり、なくても参加は可能ということでございます。

もう一つが、その内容でございますが、こちら提案書をいただいた段階で実績があるかないかの部分で、委員共通ということで採点をさせていただいておりますので、各委員ごとに点数のばらつきということはありません。ですので、同じ点数が配点になっているということでございます。

ですから、実績があれば何点、なければ何点というような格好で、委員共通の配点ということになっております。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございます。

それに対しての審査結果、得点、総得点はあるんですけども、詳細というのは一般にも公表されるのか、またこの全員協議会の中だけでも公表できるかどうかお伺いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐兼入札契約係長（遠山 薫君） こちらの集計表の部分については、細目の部分については公表しません。

先ほど私が申しあげたとおり、答申書にございます、3ページでございますか、オリエンタルコンサルタンツ美里事業所が166.2点、株式会社N's Create.が132.0点というような部分は公表するというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） まだありますか、手島議員。

○6番（手島牧世君） 最後の質問です。

最後に、指定管理としての根本的な考え方として、業務の仕様という形を基準に考えたという話、基準という言葉に変えたという話をいただきました。仕様のままで、その中の一つが基準ではないかと思われるんですが、その辺の、もう少しちょっと詳しく、基準にしたというところ、仕様書のままで大丈夫だったのではないかとと思われるのですが、その中の一つに業務の基準が入ってくるような感じがするのですが、いかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） 前段でお話した部分かと思いますが、明らかな定義づけというよりは、この仕事に入るに当たって、私たちの立ち位置といたしますか姿勢といたしますか、そういったところで、今回いわゆる管理委託者制度のときは委託業務でございますので業務の仕様書という形でよろしいかと思うんですけども、今回は指定管理者を指定するという、行政処分からいたしますと業務をしていただくという、仕事の仕方を示すというよりは、私どもの立ち位置として、業務の基準を示すという形のほうがより適正ではないかというふうに考えておるところでございます。

内容を一つ一つ見れば、業務の仕様と、今回基準という言い方をしていますけれども、重複する部分が多々ございます。ただ、私どもがその業務をする姿勢としては、そういった視点を持ちながら作成をさせていただいたということでお話をさせていただいたところです。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。鈴木議員。

- 2 番（鈴木宏通君） 私は、5 番目の資料についての 3 ページになります。

11 番の自主提案というところですが、まず一つには箱の中の美里町スポーツ施設等の指定管理者というところで、その配慮していただきたい事項があります。5 年後をにらみ、周辺の連携及び指定管理案件を包括した公募の準備を進めるとあります。これについての取り組みを、まず 1 点。

2 点目は、その下の部分、名称の変更の提案があります。これについてどのようにお考えなのかをお聞かせください。

- 議長（大橋昭太郎君） 産業振興課課長補佐。
- 産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） それでは、お答えいたします。

まず 1 点目の、5 年後をにらみ、包括的な公募という点でございますけれども、これは現時点ではまだ町の方角性を出してもらっておりません。あくまでも指定管理者のほうから、効率的な管理運営をしていくためにこういったことも提案として町に申し上げるということで御提案をいただくものでございますので、具体的に指定管理、いろいろな分野がございますので、それをどういった方向でやるかという点については、公募内容でも調整をしていきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

また、2 番目の名称変更についてでございますけれども、これは基本的には、町としては御提案の事業者のところで行っていただいてよろしいかというふうなスタンスは持っております。

ただ一点、これは審査委員会の中でも出た話なんですけれども、要するに名前というのはすごくデリケートなところですし、これは御提案いただいたオリエントさんも審査委員の先生方とのやりとりの中でお話しされておりましたけれども、一方的にするということではなくて、やはり地域の皆さんとの協議でしたりそういったことも踏まえながら、御意見も聞きながらそこは対応していきたいというふうなお話をされておりましたし、審査委員のほうからも十分配慮していただきたいというような御意見が出されておりましたので、そういった方向で取り組みがされるのかというふうに考えてございます。

- 議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。
- 2 番（鈴木宏通君） 1 番目の内容は理解しました。

2 番目の名称変更につきましては、これから地域なり住民の方の意見を聞くと。結局、時間的にも、来年度 4 月からですね。この時間的な部分でも、もしオリエントルのほうで名称変更をしたいという、また提言があった場合に、町としても、また地域としても、どのように間

を取り持ちながら進めていける時間、スケジュールがあるのかということも考えていかななくてはいけない部分だと思いますが、いかがお考えなのかお伺いします。

- 議長（大橋昭太郎君） 産業振興課課長補佐。
- 産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） この名称変更のタイミングですけれども、必ずしも今度の4月1日ということでは考えていないようでございます。

今後、長寿命化計画の改修とかそういったタイミングも想定されますので、一旦運用をされて、状況を見て、そういった中でどのタイミングでリニューアルをかけるか、そういったことを検討していくというようなお話になっています。

- 2番（鈴木宏通君） 以上です。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。
- 9番（山岸三男君） まず、今私も5年間の指定期間ということで今答弁されたので、ただ指定管理の目的というのは、いわゆる民間のノウハウだったり、民間活力を、あるいは町の財政の経費の削減だったりというのが最大の目的の指定管理だと私は思っています。今までもずっと各地区の公民館もみんな指定管理にしてきました。今回も、交流の森もそういう意味で指定管理にして、民間の経営にある意味委ねるという目的で、最初の町長の答弁では、あるいは今までの説明の中で、まず民間のこの指定管理の指定管理者に権限を委ねると、そして活性化させて商売繁盛させてもらおうと。

そこでちょっと矛盾を感じたのは、きのうの藤田議員の質問に対して、とにかく指定管理者に委ねるんだけど、何かあったときは町もしっかりと支援というか、全部指定管理、そういう仕組みで進めていますよね。要するに、建物とかそういうような財産は町のものでよね。その中で私が疑問に感じたのは、この名称です。権限を委ねるのであれば、その指定管理者はいろいろなノウハウを持っているんだったらば、やはりそれは任せるべきだと思うんです。それで余り、縛りを少し残しているような、きょうの説明だとちょっとそのように私感じたものですから、その辺はもう少し明確にする必要があるんじゃないかと思ったんです。

もう一つ、5年間の契約は先に考えるという話なんですけれども、私も商売上、契約というのはきちんと条文に書かれているんです。5年間の契約の中でそれを継続するには、お互いに何かあったときには協議をして、それでお互いが納得したときはまた1年間その契約を継続するとかっていう、そういう文言は必ず契約書には入るんだけど、今の説明だと5年間まずやってみてという説明だったと思ったんだけど。違いますか、その部分。

- 議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤淳一君）　今まで南郷ふれあい公社にいろいろご尽力をいただいていたわけですが、どうしても今趣旨的なものを含めて今回３月31日で事業をやめるということになりましたものですから、今回改めて民間の方々の指定管理者ということで応募をいただいたいということで、その件につきましては、当然出資計画等も含めて黒字になっていくという、その中で経営を継続したい、施設の管理運営も設置目的に沿った形で進めていけるようにしたい、今回交流の森・交流館については進めたいという御提案がございました。

それに基づいて、やはり今の状況から言いますと、５年間の期間でないとどうしても集客数、宿泊数の確保、いろいろな交換をしていく場合とか従来の３年間ですと大変厳しいということもありまして、ある程度、５年間の中で収支を最終的には黒字にしたいという計画ができたという形でございますので。

その辺については、町としても今までなかなか厳しい経営状態でございますし、マイナス決算が出ている状態でございますから、これだけの努力をさせていただけるというのであれば、ぜひ町が設置した施設でございますからその辺考慮したいということで。

ただ、５年間がないと、やはりさらにその５年後にはもう少し、１０年後に向けて伸ばしたいという計画もあるようですから、それに合わせた形で、町もそういうことで５年間の契約、債務負担、この期間の指定管理機関として妥当なものかというふうに考えて、特に宿泊施設でございますから、従来の中央コミュニティーとか公共施設とはまた若干違うところがございまして、やはり民間のノウハウを十分に生かしていただけて、施設の維持管理、そして地域の皆さんのほうから御指示いただけるような管理運営をお願いできればということでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君）　山岸議員。

○９番（山岸三男君）　私が気になっているのは、その５年後のことなんです。５年はいいんです。３年なんか短いし、２年なんて短いから。５年のほうがむしろいいです。

ただ、この指定管理の、要するにとめられるという、そういう指定だけはあるんですね。何かそういう、条例に従わなかったとか、違反行為があったんであれば取り消しという、そういうのがあるんだけれども、継続することが書いていないから。５年後は、今私が言ったように、普通の民間の契約書っていうのはお互いに甲乙という名称で、異議がなければその後また５年間契約を継続するとかそういう条文があってもいいんじゃないかと思って、それが入っていないので、その辺どうなのかということを聞きたいんです。

○議長（大橋昭太郎君）　総務課長。

- 総務課長（佐々木義則君） 今のお話ですが、指定管理、いわゆる公の施設の指定管理の指定
手続という部分かと思いますが、それはあくまでもある程度の年数を決めて、その期間の契約
を結ぶということでございます。

その契約が切れるところになれば、改めてやはり指定管理の候補者選定委員会に改めてかけ
て、継続をするかどうかというのをやはり再度そこで決定していくというような方法のほうが
やはり町としては、今の条例の中でもそういうふうになっておりますので、そういう手続を踏
んでいきたいと思っています。

- 9番（山岸三男君） わかりました。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。
- 14番（千葉一男君） 一つは信用度、信用というのが、この中に信用のことは余り書いていま
せんので、ただし一番最後の資料に経験があるんです。この辺をもとに信用のレベルというか、
契約するのであれば契約相手に対する信用というのは一番大事なものですから、この辺につい
てどういうふうに扱って、これをどうするのか。
- 議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤淳一君） 今回、候補者となりました株式会社オリエンタルコンサルタン
ツの美里事業所につきましては、3ページのほうに本社含めて資本金が5億円ということで、
それから実績について、収支についてもいろいろ、4億9,000万円ということでございますし、
その部分からいいますと、事務的にはかなり実績としても安定していると思いますし、今まで
の指定管理の実績等も踏まえてきちんと対応されているということで、相当な実績があると思
いますので、非常に信用度が高いというふうに考えています。
- 議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。
- 14番（千葉一男君） これは、この信用度については選定委員にかかって、結果的にはその辺
は考慮したのですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 総務課長。
- 総務課長（佐々木義則君） 選定委員会の部分、ヒアリング部分になりますが、委員のほうか
ら、かなり指定管理の実績もあるところですが、だめになったケースはないのかという質問、
率直に出ました。

その中で、だめになったというよりも、指定管理期間が終わって、再度同じように選定委員
会にかかって、今まで受けていたものが違う業者に変わったというケースは1件だけあるとい
うお話で、それ以外はずっと継続してやっているというようなところも、やはり委員さん方に

については気になる部分だったのか、その辺の質問をされて、今回の評価対象には見ているよう
でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） コールセンターの部分でありますか、その辺は私も資料を見て、信用度
をどうやって見るのかというときに、実は我々素人にはわからないんです、率直に言って。た
だし、取引銀行とかそういうのから見て、私はそれなりの信用度はあるんだろうというふうに、
そのときは感じました。しかし、ああいう事件もありましたので、特にこれから指定管理を、
次の仕事にもかかわるんですけれども、信用調査というものの場合はなおさら必要な時代に入
っているように思いますので、こういう質問をしました。

それから、2つ目は、今回の指定管理の相手が初めてじゃないのでしょうか、商人になりました。
株式会社ですから。相手は商人です。そうすると、指定の管理を指定して契約を結ぶと
いう、指定管理ですから、この内容は私自身の体質からいうと大変よく、プラスでよくここま
でやったというのが、本当のことを言ってそういう感じを持ちながら質問をしているんですけ
れども、指定管理に対して今度は経営、合理化までを含めた、行政にその効率を求めたところ
まで、今説明の中でうかがえるような内容に聞き取りました。

そういう意味で、行政サービスとこの商人の活動との限界みたいなものも近いうちに出るの
かというふうに思っていましたので、そういう意味で、協定書の作り方についてさっき基準
が、もちろん基準がないと判定ができませんので、仕様というのはその能力をきちんと書きあ
らわすんだから、判定するためには基準がなくてはいけないんです。この辺を契約書の中には
どういうふうに盛り込むのかということを感じました。その辺が何かあれば、補足して。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） 今回、ここもある意味同じ商業法
人であるもので、100%民間ということで、私どもも初めてのお付き合いになっていくものです
から、できるだけ自由度、これを阻害しないようにやっていきたいとは思っています。実は、
公募の際も選定委員の先生方から言われたのは、この応募要項をつくった際もなんですけれど
も、どうしても行政だねって言われたんです。民間がいかに参入しやすくするかというのがこ
の公募要項には本当は必要なんだっていうのを先生方から言われて、私自身も大変反省したと
ころでしたので。

そういった意味からは、今後恐らく人口減少社会に入っていきますと、こういった公民連携
といいますか、どんどんいろいろな場面でふえてくるのかというふうに思いますと、その自由

度をいかに生かしていくかというのも行政のノウハウといいますが、営業にかかってくるのかなというところを、少し拝見をさせていただいたというふうに思っております。

今後の進め方については、先ほど9月3日に細目協議が終わったということで、細目協議つまりは基本協定書の中身を調整し終わったということになるんですけども、そこについては、仕事の進め方については、細かくはうたっておりません。基本的な責任分担ですとか、あるいは仕事の連絡体制、リスクの管理、この公募要項で示したようなところをきちんとうたった協定書をつくる。

あとは、この御提案したところを、前段でお話ししましたように、私どもとしては、立てた目標に対して毎回毎回モニタリングをして、その時点で修正をしながらよりよいものにしていこうというスタンスでこれからもかかわっていかないと、せっかく民間が入っていただいてもそのノウハウを十分に発揮していただけないのかというふうに思っていますので、その辺の運用をしっかりとしていかなければいけないのかというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 要するに、商人が入ってくるということは、商工費のところですから期待しているんですね、多分この契約書は。必ずしも、それをやるとリスクが入る。行政は法律ですから、リスク本当はゼロリスクで物事を処理していかなければいけない。それで、多数決にする。だけれども、もうかることを期待するということは、必ずリスクを背中に背負わないといけないんだと。だから、民間を使うとなったら、基本的にはそう。だから、今回マーケティングとかが出てきているわけです。

こういう言葉というのは、私が社会に出たときですからもう50年以上前から出ているんです、民間では。だから、その辺のことを含めて、契約書です、最終的には全て。だから、基準です。きちんと明確にしながら契約書を、リスク管理をしながらやるかということです。やはり、ここから。基準がないのと同じですからね、現実には。そういうふうに私は思っていますので、ぜひこういうふうな方向を目指しながら、同時にリスクをどういうふうに皆さんに説明していくかということを大事にしていきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 私のほうからは、大卒でのちょっと確認なんですけれども、今回、今千葉議員が申したとおり、民間の業者が入ってくると。当然商売ベースということで始まります。

そこで、さっき鈴木議員がお話をちょっとしたとおり、南郷にある周辺施設の連携をする、

その担い手の指定管理をしてほしいというような希望があるということで、当然内容を見させてもらったときに、今ある町のスポーツ施設との連携も考えてやっていきたいという考えを持っているようですけれども、当然商売ですからもうかるためにそういうようなことも考えているとは思いますが、当然町の住民サービスのスポーツ施設でございます。その辺ちょっとバランスというのは今後問題が出てくるのかと思うんです。

それで、将来的にそういう複合的な指定管理も考えていた場合は、ある程度全体の連携もとれて住民サービスのほうも確保できるかとは思いますが、それまでの間どのような形で住民サービスの確保と商売ベースのバランスを町が間に入ってとっていくのかどうなのか、どこでそういう調整をしながらやっていくのか、その辺がちょっと私理解できないんですけれども。いかがお考えでしょうか。（「そこまで行くには5年までの」の声あり）だから、その5年までの手前の時点で、スポーツ施設とのそういう連携もとっていききたいと思うんですけれども、住民サービスの低下になりませんかということなんです。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） 今柳田議員がお話しされた内容的なことはわかります。

当然、この土田畑村をうまく活用して、これを活性化に向けて、地域の活性化も図りながらこの施設を運営していくと、それが将来的にやはり必要なことでありますし、さまざまな事業計画の中でスポーツ施設も使いながら、またいろいろな地域のさまざまな施設を使いながら活性化して、そしてこれをしっかりと進めていくという考えであるのはわかります。

しかしながら、やはりまだこっち、指定管理がありますので、将来的にそういうふうな話に多分考えているんだろうと思いますけれども、まだそこまでは至っていません。これからこの施設を活用して、土田畑村をうまく活発にするために、これからはやはり当然町としてもスポーツ施設なり、さまざま図書館なり、そういうようなことも含めて、町として一体的に協議をしなければいけないと思っていますので、当然この指定管理がしっかりと進むように、お互いに連絡を取りながら、連携を取りながら今後も進めていって、将来的に大きな指定管理というふうな形になるかならないかは別にしまして、そういうような方向づけで流れていくというのは当然だと思いますので、町としてもしっかりとバックアップをしながら、どのような形でそれを進めていくかは別でございますので、当然そういうようなことも視野に入れながら進めてまいると、そのように思っています。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 私の説明の仕方が悪かったんですが、5年も先に行っちゃったからそう

いうふうに感じるかもしれませんが、5年後ではなくて、とにかく指定管理をお願いして、もしかして指定が終わりましたと。それで、いざスタートしますというときに、そういう部分との、ほかの施設との、ほかの指定管理者とのバランスをどこの部署でどのようにとって、その中で実際に町民サービスの低下にならないように配慮していくのかということを行っているわけです。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） 例えば、体育施設をAの指定管理者がやっていると、それで交流施設をBの指定管理者がやっていると、宿泊施設がCの指定管理者がと、この3つの指定管理者がそれぞれ連携をとりながら住民サービスを上げていくのをどこでやっていくかということですか。（「そのバランスをどこでとるのかと」の声あり）

それはそれぞれAとBとCと、当然行政は町側になりますので、そのときには担当課としてどこか1つを指定するか、あるいはそれぞれの3課が集まって、3指定管理者の人たちに定期的に集まっていただいて、お互いが連携できるような進め方かというふうには、今の段階ではそのようなイメージを持っているんですが。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） それはわかるんです。

だから、そういうふうに単体で今回の指定管理を受けたところの会社が、例えば体育協会においていついつの時期に野球場を使いたいとか、体育館を使いたいとか、イベントを開きたいからという話、何か計画を立てるわけですね。

ところが、町の住民サービスとして、やはりスポーツ少年団だったり、いろいろな各団体が年間の予定の中で、ちゃんといついつからこの何カ月間の予定を押さえられますということで、施設が足りないところなんかは朝から徹夜で並んでとったりとかしているわけです。そういうふうに体育施設がうちも充実しているわけではないです。

だから、その中でこういう住民サービスのそういう予約の状況のバランスと、こういう業者が積極的に売り上げのあれだけやっていくときに、そのバランスをとるときに、どこかがかじをとらないとうまくバランスをとれないと思うんです。当然体育協会のほうは、住民のほうも常にスケジュールいっぱいいっぱい、ダブってでも予約をとりたいという人たちもいると。そういう思いを知って運営しているわけです。ゆえに民間の業者が入ってきて、売り上げ重視で、ここの期間は絶対あけてくださいなんていうわけにもなかなかいかないと思うんですが、そこで対立したら大変なので、町としてはバランスをとらなくてはならないんです。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） そのバランスは大切だと思います。

ただ、どちらも大切、町民の利用も優先しなくてははいけませんし、あるいは年間行事を組む場合、その施設の確保というか、それも必要になってくると思います。それにつきましては、もし体育施設であれば、体育施設を所管しているまちづくり推進課、あるいは宿泊施設であれば、今回宿泊施設を所管します産業振興課、その辺がそれぞれその施設の活用のあり方についてしっかりと定めながら、予約の選考方法の中身を決めていくという形になるかと思います。

今後検討させてください。

○議長（大橋昭太郎君） 議案審議の中でやっていただきたいと思いますが、細かい部分については。

それでもほかにございますか。福田議員。

○13番（福田淑子君） 選定が美里事務所って、美里事務所の実績というのでは、これは美里事務所の実績ではないんですか。

一体、指定管理の候補者として選定されたのはオリエンタルコンサルタンツの会社なのか、それとも美里事務所なのか。これはＤＩＯジャパンのあれでかなり失敗したと。あれをやはり教訓にしていけないと。だから、美里事務所なのか、コンサルタントの会社なのか。どちらなんでしょう。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐兼入札契約係長（遠山 薫君） 福田議員の御質問にお答えいたします。

まず、公募の要領のほうに、美里町の指名業者の参加登録になっているということというのが大前提でございます。その部分で、今回指定管理の候補者になっておりますオリエンタルコンサルタンツ美里事務所でございますが、受任者という格好で登録になっております。

本社が、先ほど福田議員がおっしゃった株式会社オリエンタルコンサルタンツで登録になっておりまして、受任者という形で株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事務所というような格好で登録になっているので、今回の申請は美里事務所申請なされているというような取り扱いになっております。

その受任者の内容でございますが、入札の関係の部分をお願いしますと、入札に関する一切の権限ですとか、契約に関する一切の権限ですとか、見積もりに関する一切の権限というのがこちらの受任者という形の美里事務所に受任されております。

ということからいたしまして、今回は株式会社オリエンタルコンサルタンツ美里事務所の受

任者ということの部分で申請をなされたというような格好になっております。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） そうすると、受任者が実績を全部してきたというわけではないですね。

では、この実績をかなり重視するんだというきのうの藤田議員に対する答弁があったので、
だったらこの実績は違う、あくまでも実績だと思うんです。その点、どのようにしているのか。

それと、あとここに住所があるみたいなんですけれども、いつからこの美里町に住所を持って
事業をしているのか。町民税はその人は払っているのか。

これはD I Oジャパンの教訓なんだよ。だから言うんだよ。同じことを繰り返したくないから。
あと、前の文化会館もそうだった。多大な損害を受けているということを十分わきまえて、
実態がどうなのかというのが一番心配な部分です。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 今のお話は、あくまで事業所についてはいわゆるオリエンタルコ
ンサルタンツが事業をするわけですが、それをある程度その事務処理とかの権限を美里
事務所に与えられているということで、あくまで経営自体はオリエンタルコンサルタンツとい
うことになります。

D I Oの話はありましたけれども、あれはまるきり別会社なんです。あれは別登記で別会社
を立ち上げてということでしたので、今回のケースとは意味合いが、責任は当然、この事業に
対して責任をとるのは、コンサルタンツ自体が結果的には責任をとるということになりますの
で。（「どっちが、本社が」の声あり）本社も含めてということになりますから。

○13番（福田淑子君） さっきの、いつからここに事務所を構えて。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員、本会議で、その辺。（「もう一つありますから」の声あり）
福田議員。

○13番（福田淑子君） 公募の概要の対象の名前、田園土田畑村。この名称は、全部コンサルタ
ントが買ったわけじゃないんです。楽天と違いますから。あくまでも指定管理なのに、何で名
前まで変更させる権利があるのか。せっかく12年かけて、やっと小牛田の人たちも土田畑村っ
てここなんだよなって思って、南郷の人たちは特に愛着を感じている。その愛着を感じている
ネームを簡単に指定管理の人に変えさせていいのかという、愛情はないんですか、愛着は。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） これはちょっと違うんですけれども、自主提案ですので、今企業的な感

覚で考えた場合に、そういうふうなことも考えてもいいんですかという提案ですので、あくまでも。これをしると、変えるっていう、そういう意味ではないんです。ですから、さっきも言ったようにこれは地域のいろいろな、今まで二十何年間ってつくり上げてきたものですから、そういうことも含めて、いろいろ観点から考えて名称を変更するときには地域の了解をもらいながら進めていくということで、あくまでも変えると決まったわけではありませんので、その辺は誤解しないで、あくまでも提案ですので、その辺はちょっと理解をしていただきたいと、そのように思っております。

当然、私たち考えるには、やはり今までの経緯がありますので、そう簡単に名前、名称変更なんて受け入れられない部分もございますので、丁寧にそれは行いたいと、そのように思っております。

- 13番（福田淑子君）　きのうの藤田議員に対する答弁が、あたかももう可能ですという答弁がされたので。藤田議員がどう受け取ったかわからないですけども。

- 議長（大橋昭太郎君）　あと、本会議でぜひ行っていただきたいと思います。

美里町交流の森・交流館の指定管理者候補者の選定状況については以上といたします。（「ちょっと議長」の声あり）まだありましたか。吉田議員。

- 1番（吉田眞悦君）　教えてほしいんですけども、さっき選定委員会の答申の中で質問もあったんですけども、細部にわたっては公表しませんという話。

ただ、これは平均、この委員の平均で166点ということでしょう。だから、例えば公表しないということだけでも、その点数の範囲というのはどこからどこまでの範囲だということも言えないということなのかな。それも無理だという話ですか。一人一人だとまずいから、最低と最高で166点なんだろうということ。だから、その幅がどの程度あるのかと。誰も委員とか個別に聞いているわけではないから、幅はどの程度あるのかということだけ。1位と2位の、両方とも。

- 議長（大橋昭太郎君）　総務課長。

- 総務課長（佐々木義則君）　それでは、今お話がありました、各委員が点数をつけたやつの平均ということでございまして、まずオリエンタルコンサルタンツにつきましては、先ほどお話ししたとおり166.2点ということでございましたが、一番高い点数が173点、一番低い点数が162点ということです。

次に、次点のほうは132点ということでございますが、一番高い点数が159点、一番低い点数が106点でございました。

- 1 番（吉田眞悦君） わかりました。ちょっと私心配したのは、次点の点数の、委員の中で、上の人よりも次点のほうを選んだ人が何人いる、どうなのかという思いがあったものだから、これはそれでいいです。

ちょっとあと確認、1つだけ、せっくなのに申しわけないから。

管理の中で、今後、まだここに議会議決になったわけではないけれども、こっちの会社から、この提案のやつを見ると、誰が、館長という人だけが常駐というか専属で来るということなのかな。この図を見ると。あとは支配人兼料理人とかパートとかというのは地元採用で、その責任を持って1人だけが来るということなの。そういう運営なのかな。

- 議長（大橋昭太郎君） 産業振興課課長補佐。
- 産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） 御提案の内容では、当然相手方があるという本来の前提になりますけれども、現在の従業員の皆さんを雇いたいというお話をしておりました。現行の体制プラス支配人としてオリエントから来る。あと、それぞれの業務に対して関連会社等々から総務企画でしたりとか実施でしたりのときにスポットで入ってくるというような提案がされております。

- 1 番（吉田眞悦君） 館長という位置づけはどうなの。館長という位置づけで向こうからは来ますということなのでしょう。そして、あと今はっきりここにも書かれているけれども、現在の支配人は雇用しますということでは書いてあるわけだね。だから、現在の支配人というの、この図系列で見れば支配人兼調理人という人がそこに当たるんですかと。そういうことね。

- 産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） はい。それを想定しています。

- 1 番（吉田眞悦君） そういう提案の中で、あくまでもこれは提案だからと言うけれども、メニュー、料理等のメニューも変えますと、こういうふうに出ているわけです。提案メニュー、すぐ変わるわけではないんだけど、新たな人ではなくて、こういう提案で、その従前の方々でも対応できるという解釈でいいのかな。本当にそれでいいのかな。（「はい」の声あり）

間違いなく、それで確認しておきます。

- 議長（大橋昭太郎君） よろしいですね。あとは本会議でお願いいたします。

それでは、この関係につきましては以上といたします。

暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

- 議長（大橋昭太郎君） それでは、続きまして、債権の放棄について、入りたいと思います。
それでは、総務課長お願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして、債権放棄についての説明でございます。
説明員を紹介させていただきます。
水道事業所長の櫻井でございます。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 櫻井です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） 徴収対策課長の菅井でございます。
- 徴収対策課長（菅井 清君） 菅井です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく徴収対策課課長補佐の門間でございます。
- 徴収対策課課長補佐（門間裕匡君） 門間です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） 防災管財課長の寒河江でございます。
- 防災管財課長（寒河江克哉君） 寒河江です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） 教育委員会教育総務課長の佐々木でございます。
- 教育委員会教育総務課長（佐々木信幸君） 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは、資料の内容等につきまして、水道事業所長から説明申し上げます。
- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） それでは、2 件目の債権放棄について御説明申し上げます。
お手元の説明資料に基づいて、読んで説明してまいります。
債権の放棄について。
1 番、概要です。
平成30年 8 月 6 日に開催した全員協議会におきまして、平成30年度 9 月会議に水道料金債権放棄の議案を提出する旨の説明をいたしました。その後 2 人の債務者から水道料金の納付がございました。これにより、事前に説明していた債権の放棄を行う金額に変更が生じました。
つきましては、水道料金、町営住宅使用料及び学校給食費の債権の放棄について、9 月会議への提案を見送ることいたしました。
その経過です。

8月6日、議会全員協議会で3つの債権について説明をしております。8月9日に、債務者Aのほうから水道料金1万820円の納付がありましたことを徴収対策課のほうで確認しております。同じく8月21日に、債務者Bが水道料金1万2,060円を納付したことを徴収対策課のほうで確認しております。

3番目、その原因でございますが、債権放棄の判断までの過程において、債務者の意思確認が不十分だったものと反省しております。

4番目の今後の対応ということでございまして、徴収対策課のほうから各債務者に対して催告を行った上で、徴収の可否を再度確認し、納付の見込みがないと判断したものについて、改めて債権放棄の議案を提出することといたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま債権の放棄について説明をいただきました。皆さんのほうから意見などがありましたら。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） まず、経過についてお聞きしたいんですけれども、8月6日に全員協議会がありました。その際の、ちょっと誰が質問したか覚えていないんですけれども、質問があった際に、債権放棄について債権者のほうに放棄しましたという連絡をするんですかという質問があったと思います。だから、その時点で債権者のほうには連絡はいたしませんという回答をいただいているはずですが、私の記憶の中では。

ただ、この経過を見ますと、8月6日にそのような説明があつて、今まで何年間も納められていなかったものが、8月9日と8月21日にたまたま債権者の方が納付したということなんですか。それとも、放棄があるんだったら納めますっていう意識を持ってこの2人は納めたんですか。その辺がちょっとわからないんですけれども。

もし放棄をされるのであれば納めますという話であれば、放棄するっていう情報がこの2人に漏れたということになるんですけれども、お知らせしないって言っていたはずなのに、どういう過程でこの2人に伝わったのかというのがちょっとわからないんですけれども。

その辺は、なぜこの2人のこういう納付があったのか、まずそこを聞きたいんですけれども。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

従来より水道事業所のほうには納付をしてくださいということで催告書、その前には督促状を御送付しております。29年1月にも一斉に送付し、その後も何回か送っている状況が続いておりました。

そこで、30年4月以降、徴収対策課のほうで未収金対策として水道の未収についても対策を進めておりまして、30年7月に、今回納められた2名の方に対して、事案ごとの担当者のほうから、催告書を徴収対策課のほうから送っております。それで、その後8月になりまして、滞納者2名の方から納入の意向がありまして、納めていただいたというのが経緯でございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 8月6日に全員協議会で債権放棄の提案がありました。それで、その1カ月前の7月に債務者のほうに書類を送付していると。その意思確認をしっかりとしないまま債権放棄に進んだということですか。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 意思確認は、先ほども御説明したとおり、滞納者の方に対して納めてくださいという意思確認は、水道事業所のほうで十分されていると思います。それでも、徴収対策課といたしましては、財源を確保したいという思いもありまして、再度滞納者に対して催告書を送った経過がございます。

それで、徴収対策課の名前で納めていただいたものかどうかは判断できないんですけれども、2名の方から御納付をいただいたというのが経緯でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 私が言っているのは、最初に言いましたけれども、今まで何年間も納められていないから債権放棄しますという話に進んでいったはずです。それで、7月に最後に出したと言いますけれども、それによって8月に2件があったということですよ。じゃあ、これは本当にたまたま2件入ったということで判断してよろしいんですか。

今まで納める気がなかったのが、納められなかったのが、2件そういうことで入ったんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 徴収対策課としては、水道の料金だけとかっていうようなことではなくて、町の債権全体を集めたいということで対処させていただいております。

今回も、当該のお2人の方につきまして、ほかの債権もありますので、あわせて納入を催告したわけでございます。

経緯は以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 1つの債権だけではなくて、複数の債権を発送した中に、水道料金の納付書も一緒に入って送っていると。しかし、それが確実に100%納められないという確信がない中で今回案件に上がってしまったというのが実情でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 今この3番の原因というところで、意思確認が不十分だったというのを気にしているということですよ。それでここに係ってくるということですよ。いいですか、続けて。（「続けてください」の声あり）

やはり、今お話聞くとおり、町の債権全てをとということでやっていると思うんですけども、やはりその中でも一件一件支払うというような気持ちがあるのかどうなのかの確認というのはやはり必要だったんだと思うんです。払える金額とかそういうのも、いろいろな部分も絡んでくると思いますと、こっちだから払います、こちらは払いませんという話ではないんですけども、やはりまとめてどんで払いますか払いませんかという話ではなくて、きちんと説明して意思確認をしなければいけなかったと思うんですけども。

やはり、これはどう見ても、言い方悪いですけども、ぶざまです。放棄しますと言ったのに、いや払う意思がありましたという。これでは、私たち説明を受けた意味がなかったと思うんですけども。

今後はどのような対策を考えていますか。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） その連携といいますか、町の債権を集めるという強い意志のもとに我々は業務に当たっているところでございますが、今回その徴収対策課のほうから送ったということで、納められたという事実がございますので、徴収対策課扱いで今回放棄の該当の方に対して、再度催告書を御送付申し上げまして、納付の意思確認をとりたいと思っております。

そのため時間が必要でございますので、町長に申し上げて、議案の提出を差し控えたところでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 今後それでいいと思いますけれども、正直今まで債権放棄した中でもこのようなことになったのかもしれないということもありますよね。正直言って、かなり私たちも数字が上がっていたので、かなり期待して、みんなで頑張っているねって思っていたんです

けれども、残念な結果だと思っています。

だから、本当にきちんとこれからは一件一件、1件ではなくて一件一件、意思を確認していただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 御指摘のとおり、一件一件対処をしてみたいと思います。大変御迷惑をおかけいたしました。失礼いたしました。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 納付日というのは9日と21日ということでもいいですか。確認されたのはわかるんですけども、納付日は。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 納付された日が8月9日と21日でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） どういう経緯で納付されたのかというのが物すごく不思議なんです。全協で話をして、その前に催告状を送付して、それで全協で債権の放棄というふうになって、そのたった3日後です。その辺、疑問に思いませんでしたか。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 徴収対策課で催告書を送っておるのが、7月、Aさん、Bさんに送らせて、7月5日ないしは6日から送付しております。その後反応があって、御納付をいただいている状況でございます。

あと、納付書もつけて送っています。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） だから、全協があって、それで私たち名前を知りました。その3日後に納付されるというのは、7月にやっているにもかかわらず、何でこういう事態が起きたのかというのが物すごく不思議なんです。私自身、名簿を見ていますから、その人の、誰が納付したのかわかりませんけれども、やはりその方も一旦、公表されないにしてももう目にしているものだから、何というか、不信感というか、その人の名誉にもかかわることだと私は思うんです。

その辺の経緯って、なぜ3日後にこういう状況が起きたのかというのが、物すごく疑問が残るんですけども。漏れていたのかな。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） Aにつきましては、県外の方でございます。関東にお住まいで

す。それで、納付書をお送りいたしまして、納入があったということでございます。

なお、その方につきましては、ほかの未収金につきましても、お話の上で、分割で納めていただくという約束がとれました。

Bにつきましては、徴収対策課のほうに連絡がありまして、残りの債権につきましてはまだ未収なんです、水道料金の金額 1 万 2,060 円に関しては納めたいという意思表示がありましたので納めていただいたということでございますが、ほかの債権の未収金はまだ解決に至っておりません。

以上でございます。

- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。手島議員。
- 6 番（手島牧世君） 先ほど経過の中で、徴収対策課長がお話した中で、水道事業所からは意思確認をしているというふうなお話がありました。その時点で、4 月以降は徴収対策課で進めているということだったんですけれども、そのときの引き継ぎとか連携とか、そういったものはどのような形で行われたんでしょうか。
- 議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。
- 徴収対策課長（菅井 清君） 徴収対策課では滞納整理システムがございまして、水道の未収金の情報についてもつかむことができますので、その情報をもとにほかの債権とあわせて催告書を送ったというのが実態でございます。

以上でございます。

- 議長（大橋昭太郎君） 手島議員。
- 6 番（手島牧世君） 済みません、意思確認をしているというふうに水道事業所のほうでお話をしているので、水道事業所のほうでその意思確認の内容、これからも納めますということを確認していると受け取ってよろしいのでしょうか。
- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 水道事業所のほうで、これまでの債務者について徴収努力に努めてまいりましたが、なかなか行方不明者あるいは死亡者もありまして、そういう関係で徴収いただけなかったということで、今後も回収の見込みがないということで、6 月までにまとめまして、徴収対策課のほうに検討、関係者、今回放棄する関係者を整理して引き継ぎし、協議調整をしております。

以上です。

- 議長（大橋昭太郎君） もう一回。水道事業所長。

- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 改めて御説明をさせていただきます。

これまでも債務者に対しては徴収努力をしてきたということです。その中では、先ほども申したとおり行方不明、あとうちのほうでも調べましたが行方不明者、あるいは死亡者などいまして所在の確認、あるいは何度訪問しても意思確認ができないというような方々を整理いたしまして、6月までそれをまとめまして、7月に今回債権放棄するというようなことで徴収対策課のほうに名簿を整理して協議調整をしております。

- 議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

- 6番（手島牧世君） 時系列でお話をいただけるとすごく助かるんですけども、4月以降は徴収対策課と、債権者AとBの方に関して、4月以降徴収対策課ということだったんですけども。（「6月だよ」の声あり）6月まで、それまでは意思確認をしていたというのが、水道事業所のほうで意思確認をしていて、それをどういうふうに引き継いで、徴収対策課とのやりとり、それを時系列で、事務の流れとかを教えていただけると。（「今言ったと思うんだけど」の声あり）

違います。4月以降は徴収対策課でって言った後に、今6月までにまとめてというところの内容が。

- 議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

- 徴収対策課長（菅井 清君） 水道の未収金につきましては、先ほど徴収対策課のほうでもシステムで見られるということをお伝えしておりましたが、滞納繰越分に関しましては徴収対策課でも、滞納繰越分になったことによって徴収対策課で着手するというような事業の割り振りになっております。それで、4月以降というのはそういう意味で申し上げました。

それで、水道事業所のほうでは、徴収対策課の職員はその事務処理に当たって、水道事業所のほうの事業職員としての権限辞令を頂戴しておりまして、水道の業務に関しても当たれるというような対処をさせていただいております。

それで、意思確認をとったというようなことなんですけれども、回答がなかった、何の連絡も一切水道事業所のほうになくて、その方については関東のほうにお住まいだったものですから連絡もとれず、意思確認がとれない状況なので、納付の意思がとれないということで、水道事業所のほうでは確認されたと思っております。

県内にお住まいの方のBさんにつきましても、県内の他町村に住んでおりますのでなかなか連絡がとれず、納付がされないという状況を確認されたと思います。それで、ことしの4月以降、徴収対策課では全債権に対して催告書を送っておりますので、その際6月の協議の、水道

事業所から6月協議があって、債権放棄が見込まれるというような判断をしたものに対して、平たく言えば誤って納付書も入れて催告書も送ってしまったというような実態でございます。

ただ、それが2件に関して大変、納入されたという行為が、結果が残りましたので、改めて再確認するために、徴収対策課では9月中に催告書を再度送らせていただきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。櫻井議員。
- 12番（櫻井功紀君） 30年7月に担当者が送付したということ、これは債務者に全部、債権者全員に送ったと、催告書を、この2人だけに送ったの。
- 議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。
- 徴収対策課長（菅井 清君） 担当者は一斉に投げるのではなくて、個別の事案ごとに、この方に関してはこういうふうな進め方がいいとかというような判断ごとにやっております、一斉に出したものではありません。
- 議長（大橋昭太郎君） 櫻井議員。
- 12番（櫻井功紀君） 2人だけに出したの、じゃあ。
- 議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。
- 徴収対策課長（菅井 清君） 10名の方に出しております、2名の方から納付を受けたという経過になっております。

以上になります。

- 議長（大橋昭太郎君） 櫻井議員。
- 12番（櫻井功紀君） 6日に資料が来ているよね、前回の。この中で、21年度から28年度までの未納月数の債権額があるけれども、この中のどの部分なんですか、このAとBの方は。
- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） お答えいたします。

債務者Aのケースですが、平成26年度、27年度の納付でございます。こちらのほうで納入金がありまして、Aの場合ですと平成26年度で2,800円、平成27年度のものが8,020円入金されております。

続きまして、債務者Bのケースでございますが、平成23年度分のもので、1万50円。平成24年度のもので、2,010円が入金されております。

- 議長（大橋昭太郎君） 櫻井議員。

- 12番（櫻井功紀君） 水道事業所のほうでは6月に取りまとめて7月に徴収対策課のほうに回してやったと。ところが、7月に10名ほどに催告書を出したと。7月ですよ。1カ月もたたないうちの8月6日に、1カ月ぐらい置いて、そしてやるのが当然なんです。それをすぐ、1カ月もたたないうちに放棄ということで我々に告げたと。この辺がちょっと納得いかないんだけど。そいつは要望だけでも。

それから、このAとBの人は、これ以外にもあるんでしょう、水道料金は。ほかのやつなのか。

- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 債務者A、Bは今回の納入金で完納されています。水道料金については完納しています。
- 議長（大橋昭太郎君） 櫻井議員。
- 12番（櫻井功紀君） さっき対策課長、ほかにもあるんだと、未収がと。水道料金だけではなく。これはBだけなんですか。給食費とか。
- 議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。
- 徴収対策課長（菅井 清君） 再度申し上げます。

Aにつきましては、水道料金を先に全額納入いただきました。ほかの債権につきましては分割で納入という意向だということで、今後はその意向確認につきまして努めてまいりたいと思っております。

Bにつきましては、他の債権の納付の計画等の約束がまだできておりませんので、これからやってみようと思います。

- 議長（大橋昭太郎君） 櫻井議員。
- 12番（櫻井功紀君） 大変御苦労さまで、本当に1名でももらうということはいいいことだと思います。その苦労には私敬意を表しますけれども、ただ1カ月もたたないで、債権放棄の回答来ないうちに、そこだけは今後気をつけて。

以上です。

- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。徴収対策課長。
- 徴収対策課長（菅井 清君） 御指摘の点につきましては、今後注意してまいりたいと思います。大変申しわけありませんでした。（「御苦労さまでした」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） 手島議員。
- 6番（手島牧世君） では、もう一点だけ。

9月中に再度通知を出すということなんですけれども、それというのはどれぐらいの費用がかかることになるのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 郵送料につきましては、82円掛ける人数分で6,232円でございます。それに催告書の書面あるいは封筒代をつけますと7,000円ぐらいかかると考えています。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）
ないようですので、債権の放棄については以上といたします。

以上で町長からの協議事項について終わります。御苦労さまでした。

この後すぐその他に入りたいと思いますので、そのままお待ちください。

午前 11 時 48 分 休憩

午前 11 時 51 分 再開

○議長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

4のその他に入ります。

事務局長のほうから説明をしていただきます。

○事務局長（吉田 泉君） では、その他のほうに入らせていただきます。

まず、追加議案の関係がございました。

9月10日に追加議案、行政報告を提出予定であることを、連絡をいただいております。それに伴いまして翌日11日、特別委員会終了後に議会運営委員会を開催、よろしくお願いしたいと思います。

次に、時間もちょっとないところですが、平成29年度の議会費に係る予算について、次長のほうから説明をさせていただきます。

○事務局次長兼議事調査係長（高橋美樹君） それでは、決算の概要について御説明いたします。

議会費、こちらの決算の額なんですけれども、1億171万7,120円。前年度1億581万5,736円。こちらは409万8,616円の減額となっております。

監査委員費につきましては、154万2,243円。前年度150万1,851円。4万392円の増額です。議会費の前年比減額は職員の人事異動による給与、それから非常勤職員1名分の報酬の減額が主なものとなっております。

決算の不用額の大きい科目、金額の多いものが、需用費11万3,182円です。こちらは昨年度被服を準備しまして、議員の改選後の作業着上下及び帽子購入に係る被服品購入契約で請差が生じたものの不用額になっております。町内3者から見積もりを行った結果、落札業者の見積額が予定価格を大幅に下回ったためです。あと、委託料の不用額76万158円、例年不用額は出ているんですけれども、会議の反訳に係る委託業務料の部分で、反訳の対象となる会議時間が積算時間を下回ったためとなっております。29年度については、思った以上に反訳を委託した会議が少なかったということです。

決算関係は以上になります。

- 事務局長（吉田 泉君） では、次に入させていただきます。

第2分科会の委員長のほうからちょっとアンケート依頼の関係がございますので、説明をいただきます。

- 7番（佐野善弘君） 大変御苦労さまでございました。

第2分科会、今検証ということで、映像配信システムと会議録検索のシステムを検証しているところで、その中で、役場の庁舎内の各課の利用状況のアンケートをとってみたいんじゃないかというようなことで、アンケートの内容をまとめましたので、今回の決算の審査の中で、このアンケートを、各課のほうに依頼をお願いしたいということで、各常任委員の委員長には一応お願いをしておりますけれども、皆さんのほうにも御報告したいということでございます。よろしくお願いいたします。（「はい」の声あり）

- 事務局長（吉田 泉君） では、次に入させていただきます。

あと、今の9月会議の関係でございます。

これからの議案審議の流れで、来週月曜日10日から29年度の決算の部分に入らせていただく予定となっております。それで、9月10日月曜日に一括議題、決算、7つの議案を一括議題とさせていただきます。町長の提案理由説明、その後に課長等の詳細説明を行う予定になってございます。

今回もこれまで同様、課長等の詳細説明につきましては前年対比で特に増減の大きかったもの、新規事業に係るもの、特殊事情があったもの、あとは特に説明をしておきたいものについて、これまで同様説明をお願いしているところでございます。

また、11日、監査委員のほうからの報告がありまして、その後総括質疑ということになりますが、こちらでもこれまで円滑な議会運営のために、できるならばこれまでどおり質疑がある場合には担当課長のほうに、事前にこういう内容で質疑をいたしますという連絡をもしただけ

れば議会運営のほうも円滑にいくのかということで、今回も同様をお願いしたいと思います。
よろしいでしょうか。

- 議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。総括質疑に関しましては、事前になるだけ担当課のほうに知らせていただかないと、数字的なもの等準備できないかと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。（「はい」の声あり）

- 事務局長（吉田 泉君） では、次に入らせていただきます。

お手元に資料がございます。こちら、みさとのラジオ体操プロジェクト協力者募集ということで、主催が美里町社会福祉協議会で、後援が美里町となっております。それで、議会のほうでもいかがですかというちょっとお声がかかったものですから、本日チラシのほうを配付させていただきます。

執行部のほうではもう収録が終わっているとうかがいしたので、ぜひ議会のほうでもいかがですかということをちょっといただきましたので、本日パンフレット、資料を配付させていただきました。この辺の取り扱い、よろしくお願いいたします。

- 議長（大橋昭太郎君） 多分何秒間かだとは思んですが、撮影は結構な時間やるかもしれないけれども、このDVDに出演するのは何秒間かだと思います。

もしよろしければ、議会であれば議場なのか、議場でそんなことをしてだめだと怒られるか、その辺もあるんですけども、いかがいたしますか。（「これは要するに議会でもこれにあるように、やっているところを動画で撮って」の声あり）

- 事務局長（吉田 泉君） 全体の編集の中で、多分数秒だとは思んですが。ちょっとはっきりはわかりませんが、それぞれのいろいろな団体とか、執行部も撮られたようですけども、そういうふうに編集されるのかと、そういうイメージだと思います。（「それはいいんだけれども、それをテレビか何かで流すということなの」「DVD」の声あり）

- 議長（大橋昭太郎君） いかがいたしますか。恐らく撮影するとなれば議場の議席の中でしかないというようなこともあるし、議会だというのを示すのには議場しかないのかというようなふうに思っております。（「体操そのものも覚えなきゃならないよね」「普通のラジオ体操なんですか」の声あり）

- 事務局長（吉田 泉君） だと思います。

まずするかどうかという部分がまず一つと、もしするのであれば場所もどこするかという。（「ラジオ体操第1を全部やらなきゃいけないんでしょう」の声あり）

- 議長（大橋昭太郎君） やるんであれば、来年の3月までということのようですけども、本

議会、余裕あるかどうかかわからないんですけども、議会開会中のほうがよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

じゃあ、議場でいいですね。（「はい」「向こうで来て撮るの」の声あり）

- 事務局長（吉田 泉君） その辺はあと、まず参加するかというのを。多分向こうで来て撮るかと思いますが。よろしいですか。（「はい」の声あり）

じゃあ、最後になります。これが最後です。

平成29年度議員互助に係る、議会として議員互助をかけていますよね、1人1万5,000円。当然、かけられない方、かけていない方もいるかと思いますが、その還付金に来ていましたので、午後きょう会議があると、お昼休みでも結構ですから事務局に来ていただければ、あとサインしていただきまして、きょうその還付金をお渡しいたします。

- 議長（大橋昭太郎君） 後で事務局に行って聞いてください。
- 事務局長（吉田 泉君） 結構戻りがすごいんです。1万5,000円かけて9,000円ぐらい戻るようですので、それだけもしかしたら。

以上でございます。

- 議長（大橋昭太郎君） 皆さんから何かございますか。（「なし」の声あり）

よろしいですか。じゃあ、副議長お願いいたします。

- 15番（我妻 薫君） 休会中でございましたが、その中での全員協議会、大変御苦労さまでございました。

12時過ぎてしまいましたけれども、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。御苦労さまでした。

午後12時04分 閉会